

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員が理事会に出席した時は、1日分の報酬として表1の金額を支給する。
- 2 評議員が評議員会に出席した時は、1日分の報酬として表1の金額を支給する。
 - 3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、1日分の報酬として表1の金額を支給する。
 - 4 理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、役員及び評議員及び評議員選任・解任委員が理事長から要請により法人及び施設の運営ののための業務にあたった場合は、報酬として表2の金額を支給することができる。
- 但し、役員及び評議員選任・解任委員が法人職員である場合これを支給しない。

(表1)

名 称	報 酬
役員出席報酬	10,000 円
評議員会出席報酬	10,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	10,000 円

(表2)

名 称	報 酬
役員及び評議員業務報酬	10,000 円
評議員業務報酬	10,000 円
評議員選任・解任委員業務報酬	10,000 円

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、法人職員旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、制定の日から施行し平成29年4月1日から適用する。

この規程は、平成31年3月29日に一部改定し、平成31年3月21日から適用する。